

6月28日

10月11日

11月中下旬

1月

2月頃

2月頃

3月頃

3月頃

関係省庁等会議
①

基本計画骨子案を提示

関係者協議会
①
関係者協議会
②
関係者協議会
③

各省庁・関係団体等の
意見等の整理・とりまとめ

関係者協議会
④

関係省庁等会議
②

パブリックコメント

関係行政機関

〔基本計画に関する
有識者・団体から
の意見聴取〕

〔意見集約〕

〔基本計画
案の了解〕

〔協議〕

予備日

関係者協議会⑤

法律の施行

文科大臣及び厚労大臣の定める基本計画（公表）



読書バリアフリー法 基本計画策定関係抜粋

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(抜粋)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。